

内閣参質一二二第六号

平成四年一月二十四日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員竹村泰子君提出アイヌ民族と北海道の法的地位に対する政府の歴史的認識に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出アイヌ民族と北海道の法的地位に対する政府の歴史的認

識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

いわゆる北海道本島は、我が国の固有の領土であつて、これが具体的にいつ我が国の領土となつたかは明らかではないが、江戸時代末から明治時代初めにかけて、我が国とロシアとの間で国境の確定が行われた際、いわゆる北海道本島については全く問題とならず、これが我が国の領土であることは当然の前提であつた。

三について

いわゆる北海道本島は我が国の固有の領土であり、アイヌの人々は本来日本国民である。

四について

いわゆる北海道本島において、アイヌの人々が古くから住んでいたということは、文献等からみて通説になっていると承知している。